

保保企発第27号
2019年8月9日

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者ネットおかやま 御中

一般社団法人しんきん保証基金
保証企画部

貴法人からの申入れについて

貴法人から当基金に対し、2019年7月11日付「契約条項の修正についての申入れ」
書面にて申入れのあった件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

現在、2020年4月1日の民法改正の施行に向け保証委託約款、カードローン契約規定の見直しを進めており、貴法人から申入れがございました契約条項につきましても見直しの対象としております。

なお、「貴基金が各信用金庫等に契約書のフォーマットを提供し、貴基金が保証委託を行うローン契約を締結する場合に当該フォーマットによる契約の締結を要請している、つまり、事実上貴基金に約款の条項の作成権限があると考えられる」との指摘をいただいておりますが、当基金が提供するカードローン等申込書（カードローン等契約規定）は、信用金庫の判断により、必要に応じご利用いただいているものであり、当基金の要請によるものでないことを念のため申し添えます。

以上